

会 議 録

1 会議名

平成26年度第4回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (3) その他

3 開催日時

平成26年12月19日（金） 午後3時から午後4時45分まで

4 開催場所

ガス水道局 402会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・委員：大森康正（会長）、竹山貞子（副会長）、齋藤久美子、高橋邦夫、原野聖子、高柳智子、梅澤圓了、池田明
- ・事務局：総務管理課 勝俣課長、佐々木副課長、大友係長、小菅係長、藤巻主任、三輪主事

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問（一部報告あり））

【大森会長】

諮問案件の「1 上越市教育の日シンボルマーク取扱業務」について事務局に説明を求める。

【三輪主事】

資料3ページ及び4ページの「上越市教育の日シンボルマーク取扱業務（教育総務課）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の上承を得る。続いて「2 戸籍に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料5ページから10ページまでの「戸籍に関する業務（市民課）【業務登録変更】」

ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【梅澤委員】

戸籍に記載がない人の人数は、どれくらいが見込まれるか。

【大友係長】

報道では全国で約500人程度であるが、上越市では過去に事例がない。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。
続いて「3 生活困窮者自立支援に関する業務」について事務局に説明を求める。

【三輪主事】

資料11ページから20ページまでの「生活困窮者自立支援業務（福祉課）【業務登録変更】」ほか3件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【梅澤委員】

生活困窮者自立支援法にのっとり個人情報を収集するものか。

【三輪主事】

生活困窮者自立支援法に収集する個人情報の項目が列挙されているわけでないが、同法の趣旨を満たすため、市が収集する個人情報である。

【佐々木副課長】

資料11ページの収集する個人情報の項目にある個人情報を必ずしも全て収集するのではなく、対象者に応じて収集する個人情報の項目は変わってくる。収集する可能性がある個人情報が全て列挙されていると理解されたい。

【梅澤委員】

市の個人情報の管理体制はどうか。

【佐々木副課長】

管理を厳正とすることに留意するとともに、この審議会でも諮問又は答申がある中で、場合によっては、不要と考えられる個人情報等があったときは、ご指摘をいただきたい。

【池田委員】

面談をする中で、生活困窮者でないと判断された人の個人情報はどのように取り扱うのか。

【三輪主事】

生活困窮者であると判断された人と同様に扱う。

【原野委員】

文書等の保存期間で「長期」とは10年以上で適宜破棄するということか。

【三輪主事】

そのとおりである。

【高柳委員】

生活保護に至らないが生活に困窮している人とは、どのような人か。

【三輪主事】

生活保護の基準は、生活保護法の規定によるが、生活に困窮している人とは、これに

該当しないが、生活に困っている人のことである。

【高柳委員】

生活に困窮している人に該当するか否かについては、市の担当者の主観での判断であり、基準はないものか。

【梅澤委員】

自動車がどうしても必要であるため生活保護を受けることができない等収入面以外の理由で生活保護を受けることができない人等ではないか。

【高柳委員】

そうだとすれば、生活に困窮している人とは、生活保護に該当しないが生活に困窮しているということを本人が承諾していることが前提となるか。

【梅澤委員】

そのように考えられる。

【佐々木副課長】

生活に困窮している人の基準については、税の収納情報等の一定の客観性を持つ情報から判断することとなると考えられる。

【竹山委員】

健康づくり推進課から提供される個人情報とは、医療費の滞納等に関する情報か。

【佐々木副課長】

情報を収集し、把握することが目的でなく、あくまでも自立支援のために必要な情報を収集するものである。

【大友係長】

一度、生活保護の対象となると、そこから自立することが困難な場合もあるため、この業務は、その前段階で市として可能な支援を行うものであり、健康づくり推進課が提供する情報は、そのための情報である。

【高橋委員】

今後、趣旨が伝わりやすくなるよう、資料の作成を工夫されたい。

【三輪主事】

承知した。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 遊休農地対策に関する業務」及び報告案件である「1 遊休農地対策に関する業務」について事務局に説明を求める。

【三輪主事】

資料2 1 ページ及び2 2 ページの「遊休農地対策に関する業務（農業委員会事務局）

【外部提供】」並びに資料2 5 ページから2 7 ページまでの「遊休農地対策に関する業務（農業委員会事務局）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【梅澤委員】

農地利用集積円滑化団体について、えちご上越農業協同組合以外の法人等の参入は見込まれるか。

【三輪主事】

えちご上越農業協同組合のみである。

【高橋委員】

資料25ページから27ページまでは報告であり、失念であったとのことであったが、審議会に諮問せずに、業務を開始したことで何か実務上の不都合があったか。

【佐々木副課長】

実務上の影響はなかった。個人情報収集について、本来は審議会に諮問し、答申を得なければ収集できないことを研修等を通じて周知を図ってきた経緯があったが、至らない部分があった。今後留意したい。

【梅澤委員】

市の個人情報の管理体制のみならず、えちご上越農業協同組合の個人情報の管理についても、厳正なものとなるようお願いしたい。

【佐々木副課長】

指摘があったことを担当課と共有する。

【大森会長】

質疑でないが、今後、失念なきようお願いしたい。

【佐々木副課長】

承知した。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申し、及び報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

議題(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

【大森会長】

次に報告案件に移ることとし、「2 指定管理者の指定に関する施設【指定管理者登録変更】」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料29ページ及び30ページの「五智歴史の里会館（観光振興課）」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

議題(3) その他

【大森会長】

事務局から連絡事項等はあるか。

【勝俣課長】

社会保障・税番号制度及び同制度における個人情報保護制度等審議会の活用について、説明とお願いがある。

【藤巻主任】

別添会議資料に基づき説明。社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価の第三者点検を当審議会の所掌事項に追加することをお願いする。

【大森会長】

事務局からの説明に対して、質問又は意見があれば受け付ける。

【池田委員】

当審議会としては、第三者点検を行えば良いのか。

【佐々木副課長】

当市の場合、現段階では第三者点検が必須ではないが、重大事故等の発生により、第三者点検が必須に切り替わる場合がある。その際は、速やかに評価をやり直す必要があることから、あらかじめ当審議会の所掌事項に第三者点検を加えておきたい。

【勝俣課長】

社会保障・税番号制度については、国がPRを行っているが、今後当市においてもPRを図っていく。平成27年10月には各家庭に郵便で個人番号が通知され、平成28年1月には申請者に個人番号カードが交付される。

個人番号に様々な個人情報が紐付けされるため、個人情報の一元管理化及び外部への漏えい等が懸念されるところだが、国では個人情報の分散管理化及び特定個人情報保護評価の実施等の保護措置を講ずることによって、安心・安全の確保を図ろうとしている。

【佐々木副課長】

個人番号の利用範囲は、社会保障分野、税分野及び災害対策分野に限定されており、当該分野のうち個人番号を利用することができる業務は国の法律に規定されている。

ただし、当該分野における業務であって、地方公共団体が条例で定めることにより、国の法律に規定していない業務においても個人番号を利用することができるようになる。

【高柳委員】

第三者点検はどのように行うのか。

【勝俣課長】

市が作成する特定個人情報保護評価書に対して、審議会から意見をいただき、その意見を保護評価書に反映させていく。

【高柳委員】

審議会からの意見を反映させた保護評価書の再点検は行わないのか。

【佐々木副課長】

再点検の必要性等を考慮して決めていくことになると思われる。ただ、保護評価書自体は特定個人情報保護委員会の承認を受けた後も、5年に1回は全体見直しを行い、また任意であるが、毎年変更事項等が生じていないかを点検していく予定である。

【竹山副会長】

特定個人情報に係るデータの保管先は、市役所だけなのか。災害等の発生に伴い、データが滅失することが懸念される。

【勝俣課長】

データ自体は別の所に預けているので心配ない。データのバックアップもできる。

【佐々木副課長】

現在当市が保有している情報においても、既に別の所に預けている状況である。

【大森会長】

これまで当審議会において個人情報の目的外利用及び外部提供等を審議してきたが、特定個人情報についても同様に審議することになるのか。

【小菅係長】

番号法の別表第二において、情報連携する事務及び提供する内容等が細かく定められているため、当審議会の一存で特定個人情報の提供の可否を決めることは困難であると思われる。

【大森会長】

従来から法令に定めがある場合も当審議会の審議対象となっていたが。

【佐々木副課長】

国全体の仕組みとして番号法が開始され、特定個人情報の連携に当たってはルールにのっとって実施されることから、法が想定している業務の中である特定の業務を当市は実施しないということとはできない。

また、番号制度の運用開始時までには現行の個人情報保護条例を改正し、新たに特定個人情報を定義する必要がある。

したがって、今後は特定個人情報と特定個人情報以外の個人情報の取扱いが異なるということをご理解いただきたい。

【竹山副会長】

今後は二本立てになるイメージか。

【佐々木副課長】

そのとおりである。

【大森会長】

特定個人情報保護評価書は、改修したシステムを反映させた形で作成されるものなのか。

【勝俣課長】

システム改修される前の段階で作成するものである。

【大森会長】

改修されたシステムが保護評価書どおりに構築されたかどうかは、どこかのタイミングで評価を行うのか。

【佐々木副課長】

保護評価書どおりにシステムを構築することが前提となることから、保護評価書とシステムに差異は生じないと思われる。また、定期点検の際に評価を行うことも考えられる。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、当審議会の所掌事項に特定個人情報保護評価の第三者点検を追加することについて、委員全員の了承を得る。

【佐々木副課長】

今回の会議については、通常であれば来年3月の開催となるが、特定個人情報保護評価に関し事前の説明が必要となる場合は1月下旬から2月中旬の間で臨時的な開催をお願いすることも考えているので、ご承知おき願いたい。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。